

開催日時 2021年4月23日 (金曜日) 午前10時 受付開始:午前9時30分 開催場所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール 議 **案** 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第68回 定時株主総会

# 招集ご通知

2020年2月1日~2021年1月31日

## 目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	31
計算書類	33
K 木 却 化 聿	2 5

クロスプラス株式会社

# 株主各位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

# クロスプラス株式会社

代表取締役社長 山 本 大 寛

# 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご 出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の 株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表 示いただき、2021年4月22日(木曜日)午後6時までに到着するよう、折り返しご送付ください ますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 2021年4月23日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分)
- 2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項
  - 報告事項1 第68期 (2020年2月1日から2021年1月31日まで) 事業報告の内容、連結計算 書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の 件
    - 2 第68期 (2020年2月1日から2021年1月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以上

#### (お知らせ)

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト https://www.crossplus.co.jp/)

#### (お願い)

- ◎株主様の健康を第一に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次の点につきましてご理解とご協力をお願いします。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申しあげます。
- ・当日は、感染予防のための措置を講じさせていただくことがございます。
- ・本年は、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
- ◎当日ご出席される株主様には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

## 第68期期末配当金のお支払について

期末配当金関連書類を同封いたしておりますので、お受取りくださいますようお願い申しあげます。

当社は、2021年3月19日開催の取締役会におきまして、期末配当金は1株について18円とし、支払開始日を2021年4月6日(火曜日)と決定いたしました。

なお、配当金を「配当金領収証」でお受取りになる株主様におかれましては、払渡しの期間が2021年4月6日から2021年5月6日まででございますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお早めにお受取り願います。

また、口座振込ご指定の株主様は、ご指定口座への入金をご確認くださいますようお願い申しあげます。

以上

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

## 第1号議案 取締役6名選仟の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締 役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、定款の定めにより9名以内の取締役で構成しております。取締役には、 当社の生産、営業、管理それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富 な知識や経験、能力等を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献す ることが期待できる者を選任することを基本方針としております。

社外取締役に関しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者 としております。なお、当社における社外役員の独立性の判断につきましては、東京証券取引 所及び名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断するこ ととしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

						i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
候補者 番 号	氏 名			現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出 席 状 況		
1	再任	やま 山	もと 本	ひろ 大	のり 寛	代表取締役社長	13回/13回 (100%)
2	再任	にし西	がき垣	is is	たか孝	常務取締役 人事部、総務部、経営企画室担当	13回/13回(100%)
3	再任	にし	ま尾	びろ祐	<i>э</i>	常務取締役 カットソー事業部、ブランド事業部、 スペシャリティ事業部担当	13回/13回 (100%)
4	再任	おお大	ぐち 口	ひろ 浩	かず 和	常務取締役 ニット事業部、布帛事業部、専門店 事業部担当	13回/13回(100%)
5	再任	江	ぐち 口	つね 恒	ぁき 明	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	13回/13回 (100%)
6	再任	ふた <u>-</u>	<sup>み</sup> 見	えい英	<u> </u>	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	13回/13回(100%)

(注)・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員 ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者 番 号	氏 生年月日)	略歴	、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数			
		2008年1月	当社入社				
		2009年2月	当社部長社長室兼経営企画室担当				
	やま もと ひろ のり 山 本 大 寛 (1977年6月24日)	2011年2月	当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼 EC事業開発課担当	80, 100株 (17, 500株)			
	【再任】	2014年4月	当社代表取締役社長				
	[11]T	2015年2月	当社代表取締役社長兼営業本部長				
1		2019年2月	当社代表取締役社長 (現任)				
	【取締役候補者とした理由】						
	と知識を有しております。 な経営課題に対し着実に取	また、2014年の 組み、当社の	経営企画室、情報システム室を担当する等、幅成の代表取締役社長就任後は、当社の企業価値向上に 時続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、 引き続き、取締役候補者といたしました。	資する様々			
		1982年4月	当社入社				
		2004年2月	当社部長カジュアルDIV担当				
	にし がき まさ たか 西 垣 正 孝	2007年2月	当社執行役員営業担当	33,600株			
	(1959年12月6日)	2016年2月	当社執行役員人事部兼経営企画室担当	(5,500株)			
	【再任】	2017年4月	当社取締役人事部、情報システム室、ビジネス サポート部兼経営企画室担当				
2		2019年4月	当社常務取締役人事部、総務部、経営企画室 担当(現任)				
	【取締役候補者とした理由】						
西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と実績を有し おります。また、2016年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、 会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価 向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者 いたしました。							

候補者 番 号	氏 生年月日)	略歴	、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
3	だし ギ ひろ み 西 尾 祐 己 (1965年1月29日) 【再任】	1988年4月 2009年2月 2011年2月 2017年2月 2019年4月	当社部長カットソーD I V長兼ミセスD I V 担当 当社執行役員営業担当 当社常務執行役員カットソー部、ブランドD I V、マーケット開発部、生産コントロール部担当	11,800株 (2,800株)
	績を有しております。また、	土以来、アパロ 重点経営施労 直向上に向け7	レル卸売事業、アパレル小売事業について豊富な業 策であるEC販売の拡大を積極的に推進する等、当 と事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引	首社の持続的
4	<sup>おお</sup> ぐち ひろ かず 大 口 浩 和 (1965年4月28日) 【再任】	1988年4月 2011年2月 2012年2月 2017年2月 2017年4月	当社入社 当社部長ニット&ブラウスDIV担当 当社執行役員営業担当 当社常務執行役員ニット部、生産コントロール部 担当兼ペンドーラDIV長 当社常務取締役ニット事業部、布帛事業部、 専門店事業部担当(現任)	3, 900株 ( 2, 800株)
	有しております。また、重点	土以来、アパロ 点経営施策でも	ノル卸売事業とグループ経営について豊富な業務経 ある非衣料販売の拡大を積極的に推進する等、当社 事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き	上の持続的な

候補者 番 号	氏 生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数					
5	え でち でね あき 明 (1950年12月5日) 【再任】【社外】 【独立】【独立委員】	ロ 恒 明     2007年4月 住金物産(株) 取締役等務執行役員 繊維カンパニー長       1950年12月5日)     2012年6月 同社取締役副社長繊維カンパニー長       2013年10月 日鉄住金物産㈱(現日鉄物産㈱)取締役副社長						
	【社外取締役候補者とした理由】  江口恒明氏は、繊維業界での豊富な経験と海外事業経営に関する高い見識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等をいただいており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。							
6	が 二 見 英 (1952年2月1日) 【再任】【社外】 【独立】【独立委員】	1974年4月 東急不動産㈱入社 2002年4月 同社執行役員経営企画部統括部長 2006年6月 同社取締役執行役員リゾート事業本部長 2008年4月 同社取締役常務執行役員リゾート事業本部 2011年6月 同社常勤監査役、㈱東急コミュニティー社 監査役、東急リバブル㈱社外監査役、㈱東 ハンズ社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス㈱常勤監査役 2019年4月 当社社外取締役(現任)	外 500株					
	【社外取締役候補者とした理由】 二見英二氏は、不動産業界の豊富な経験とグループ経営に関する高い見識を有しております。社外取 締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等を いただいており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行って いただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。							

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 江口恒明氏及び二見英二氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 社外取締役候補者について
    - (1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

江口恒明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

二見英二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役江口恒明氏及び社外取締役二見英二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社 法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

- 4. 当社は、社外取締役江口恒明氏及び社外取締役二見英二氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の 定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き 独立役員とする予定です。
- 5. 当社は、社外取締役江口恒明氏及び社外取締役二見英二氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として選任しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定です。
- 6. 各取締役の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を( )内に記載しております。
- 7. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松永安彦氏は任期満了となり、監査役虫鹿宏氏は辞任されま すので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、監査役候補者丸尾裕之氏は監査役虫鹿宏氏の補欠として選任されることから、その任期は当社定款の定めにより前任者の任期満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数				
1	*** なが やす ひご 松 永 安 彦 (1952年7月20日) 【再任】【社外】 【独立】【独立委員】	1975年4月日本興業銀行入行1999年4月興銀証券㈱ (現みずほ証券㈱) 執行役員2007年4月新光証券㈱ (現みずほ証券㈱) 専務執行役員2010年4月㈱みずほ証券リサーチ&コンサルティング (現㈱日本投資環境研究所) 取締役会長2011年4月東海東京証券㈱専務執行役員投資銀行本部長2015年4月東海東京インベストメント㈱取締役社長2016年10月NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長 (現任)2018年4月当社社外監査役 (現任)	1, 200株				
	【社外監査役候補者とした理由】 松永安彦氏は、銀行や証券、投資会社における長年の経験から企業経営や財務に関する豊富な知見を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、引き続き、社外監査役候補者といたしました。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	断	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況			
		1981年4月	当社入社			
	まる お ひろ ゆき	2001年2月	当社部長婦人服D I V担当			
	<sup>まる</sup> お ひろ ゅき 丸 尾 裕 之 (1958年9月6日)	2004年4月	当社取締役ブラウスDIV、ニットDIV、カットソーDIV、ボトムDIV担当	16,550株		
	【新任】	2013年2月	当社執行役員キッズD I V、F, マタニティーD I V担当			
2		2019年2月	当社部長物流部担当 (現任)			
	【監査役候補者とした理由】 丸尾裕之氏は、当社で長年にわたり営業及び物流に関する業務経験と実績を有し、企業経営について 豊富な経験や見識を有しております。 この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的 な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査役候補者といた しました。					

- (注)1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 松永安彦氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - 3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、松永安彦氏の再任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。その内容の概要は、社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担するものであります。

- 4. 当社は、社外監査役松永安彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
- 5. 当社は、社外監査役松永安彦氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として 選任しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定です。
- 6. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 事 業 報 告

(2020年2月1日から) 2021年1月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年2月1日~2021年1月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で経済活動が制限され、企業業績や個人消費が悪化し先行き不透明な状況となりました。

当アパレル業界におきましても、外出自粛による商業施設への来店客数の減少や、各種イベントの中止により個人消費が冷え込むなど、依然として厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせることで、新業態の確立、アパレルの機能強化、事業領域の拡大を推進してまいりました。また、ニューノーマルの生活様式に対応した衣料品の開発や、ファッションマスク等の非衣料品の開発を積極化しました。

売上高は、アパレル卸売では、ファッションマスク等の非衣料品販売が拡大し、下期からは衣料品販売が回復傾向となったことで増収となりました。特に新規開発したパステルマスクは、量販店の新設されたマスクコーナーや、ドラッグストアやホームセンターなどの非衣料専門店への新規の販路開拓が進み、さらにテレビコマーシャルなどの広告宣伝を行うことで販売が拡大しました。一方でアパレル小売は、ECにおいて外部モールへの販売が拡大したものの、店舗販売が低迷したことで減収となりました。

利益面では、売上高の増加と売上総利益率が前年から1.7ポイント改善したことにより、売上総利益は153億22百万円(前年同期比18.1%増)となりました。経費面では、旅費交通費の減少や出荷の効率化を進めたものの、販売枚数の増加に伴う運賃が増加したこと等により、販売費及び一般管理費は131億73百万円(前年同期比5.8%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、640億2百万円(前年同期比9.4%増)、営業利益は、21億48百万円(前年同期比311.6%増)、経常利益は、25億30百万円(前年同期比260.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億1百万円(前年同期比221.4%増)となり、営業利益と当期純利益は、2004年の上場以来最高益となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

事業部門別の売上高は、以下のとおりです。

区	分	金額 (百万円)	前年同期比(%)
アパ	レル卸売	56, 421	+14.0
アパ	レル小売	7, 467	△16. 4
そ	の他	113	_
合	計	64, 002	+9.4

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区		分	金額(百万円)	前年同期比(%)
専	門	店	27, 191	+0.2
量	販	店	25, 451	+19.1
無	店	舗	4, 705	△18.5
百	貨 店	他	2, 270	△22.8
Е		С	1,873	+86.6
そ	$\mathcal{O}$	他	2, 510	
合		計	64, 002	+9.4

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、2億70百万円(有形固定資産取得価額ベース)であり、その主なものは、省電力化を目的とした中部センター等の空調、照明設備LED化に関する投資1億65百万円であります。

# (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が、衣料品市場に大きく影響を及ぼしております。このような状況の中、当社は基幹事業であるアパレル卸売を強化し、衣料品販売の回復と非衣料品販売の拡大を進めてまいります。

衣料品においては、テレワークやイエナカなどニューノーマルのライフススタイルに合わせた商品開発を進めるとともに、企画や生産管理にデジタルを活用し、アパレル卸売の創る力を強化していきます。非衣料品では、ファッションマスク等の販路拡大や、暮らしの中で消費者ニーズを捉えた新規商品開発を進めてまいります。また、EC販売において、ブランド開発やデジタルマーケティングを強化し、多様化する購買スタイルに対応していきます。

今後も、収益基盤の強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第65期 (2018年1月期)	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年1月期)
売	上	高(百万円)	62, 780	62, 901	58, 493	64, 002
経	常	利 益(百万円)	526	238	701	2, 530
親当	会 社 株 主 に 期 純	帰属する <sub>(百万円)</sub> 利 益	666	323	622	2,001
1	株当たり	当期純利益	91円14銭	44円22銭	84円97銭	272円97銭
総	資	産(百万円)	29, 264	27, 920	25, 886	32, 419
純	資	産(百万円)	11, 782	11, 781	12, 405	14, 857
1	株当た	り純資産額	1,608円38銭	1,606円81銭	1,689円76銭	2,023円1銭

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第66期の金額は組替え後の金額で表示しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

		区	分		第65期 (2018年1月期)	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (当事業年度) (2021年1月期)
売		上		高(百万円)	60, 013	57, 667	54, 169	60, 513
経	常	Í	利	益(百万円)	531	408	967	2, 641
当	期	純	利	益(百万円)	685	417	887	1, 995
1	株当	たり	当 期	1 純 利 益	93円63銭	57円05銭	121円11銭	272円17銭
総		資		産(百万円)	27, 868	26, 074	25, 112	31, 711
純		資		産(百万円)	11, 523	11, 635	12, 489	14, 900
1	株当	た	り純	資 産 額	1,572円94銭	1,586円87銭	1,701円29銭	2,028円85銭

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第66期の金額は組替え後の金額で表示しております。

#### (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 サードオフィス	10 百万円	100. 0 %	衣料品の製造卸売
株式会社 中初	10	100.0	帽子の製造卸売
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、物流加工
株式会社ディスカバリープラス	10	100.0	児童発達支援事業

(注)株式会社中初は2021年1月15日を効力発生日として株式会社クリーズを吸収合併しております。

## (7) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

当社グループは、クロスプラス株式会社(当社)及び連結子会社4社で構成されており、 衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販 売を行っております。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、専門店、量販店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やECによる婦人衣料・服飾雑貨の直接消費者への販売、デザイナーズブランドの衣料・雑貨を企画・製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品の販売を行うほか、ECによるアクセサリーの直接消費者への販売を行っております。

株式会社中初はレディスの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。

客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社商品の検品・検針・物流加工を行っております。

その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

#### (8) 主要な営業所の状況 (2021年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東京支店	東京都中央区
店舗(注)	国内22店舗 横浜高島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中部センター	岐阜県海津市

(注)「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

#### (9) 重要な子会社の事業所等(2021年1月31日現在)

名 称		所 在 地
株式会社 サードオフィス	本社	東京都目黒区
株式会社 中初	本社	東京都中央区
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

#### (10) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
アパレル卸売	559 (209) 名	+5(△11) <sup>名</sup>
アパレル小売	151 (287)	+7(+9)
その他	42 ( 4)	+8( △1)
合 計	752 (500)	+20( △3)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、( )内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
611 (463) 名	+2(+6)名	41. 9歳	14. 9 <sup>年</sup>

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を 含んでおります。)であり、( )内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員 の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
  - 2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

#### (11) 主要な借入先及び借入額(2021年1月31日現在)

借 入 先	借入残高(百万円)
株式会社 三菱UFJ銀行	1,716
株式会社 みずほ銀行	1, 349
株式会社 三井住友銀行	1,099
株式会社 大垣共立銀行	390
株式会社 中京銀行	347

2. 会社の株式に関する事項(2021年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 31,600,000株

(2) 発行済株式の総数 7,718,800株 (自己株式385,601株を含む)

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 9,754名 (前事業年度末比 930名減)

(5) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	600, 050	8. 18 <sup>%</sup>
クロスプラス社員持株会	287, 160	3. 91
永井 崇久	260, 000	3. 54
田村駒株式会社	238, 400	3. 25
森 文 夫	233, 330	3. 18
株式会社ヤギ	218, 600	2. 98
有限会社シーピーモアー	191, 250	2. 60
C P 共栄会	187, 600	2. 55
株式会社三菱UFJ銀行	166, 000	2. 26
シーピーホールディング株式会社	140, 000	1.90

<sup>(</sup>注) 当社は自己株式385,601株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権の状況

名称	2017年 6 月発行新株予約権	2018年 6 月発行新株予約権	2019年 6 月発行新株予約権
	(株式報酬型ストックオプション)	(株式報酬型ストックオプション)	(株式報酬型ストックオプション)
発 行 決 議 日	2017年5月15日	2018年5月18日	2019年5月13日
新株予約権の数	85個	42個	69個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 8,500株	普通株式 4,200株	普通株式 6,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い	新株予約権と引換えに払い	新株予約権と引換えに払い
	込みは要しない	込みは要しない	込みは要しない
新株予約権の行使に際して	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
出資される財産の価額	(1株当たり 1円)	(1株当たり 1円)	(1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	2017年6月3日から	2018年6月9日から	2019年6月4日から
	2046年6月2日まで	2046年6月8日まで	2048年6月3日まで
新株予約権の行使の条件	(注)(1)、(2)、(6)	(注)(1)、(3)、(6)	(注) (1)、(4)、(6)
役員の 取 締 役保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 85個	新株予約権の数 42個	新株予約権の数 69個
	目的となる株式数 8,500株	目的となる株式数 4,200株	目的となる株式数 6,900株
	保有者数 2人	保有者数 2人	保有者数 4人

名		称		2020年6月発行新 (株式報酬型ストック)	
発 行	決	議	日	2020年5月1	5日
新株	予 約	権の	数		90個
新株予約株 式		i的とな 類 と	;る 数	普通株式	9,000株
新株予	約権の	払込金	額	新株予約権と引換 込みは要しない	えに払い
新株予約出資さ				新株予約権1個当たり (1株当たり	100円 1円)
新株予	約権の	行使期	間	2020年6月9日 2049年6月8日	
新株予約	内権の行	<b>庁使の条</b>	卡件	(注)(1)、(5)	(6)
役 員 の 保有状況		締役を除		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	90個 9,000株 4人

- (注)新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者は、前記(1) にかかわらず、2046年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月3日から2047年6月2日までに新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、前記(1) にかかわらず、2046年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月9日から2047年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、前記(1) にかかわらず、2048年6月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月4日から2049年6月3日までに新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者は、前記(1) にかかわらず、2049年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月9日から2050年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

4	7	称		2020年 6 月 発 行 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション)
発	行 決	議	日	2020年 5 月 15日
新	朱 予 約	権の	数	70個
新株予	約権の目的とな	る株式の種類	と数	普通株式 7,000株
新株	予 約 権	の払込金	額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約	権の行使に際して	出資される財産の	価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株	予 約 権	の 行 使 期	間	2020年6月9日から2049年6月8日まで
新株	予 約 権 の	行 使 の 条	件	(注)
使用人等	への交付状況	当社使用	1 人	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 7,000株 交付者数 7人

#### (注)新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び使用人等の地位を全て喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者は、前記(1) にかかわらず、2049年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月9日から2050年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年1月31日現在)

会社	におけ	る地	位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	取締	役 社	: 長	山	本	大	寛	
常務	秀 取	締	役	西	垣	正	孝	人事部、総務部、経営企画室担当
常務	秀 取	締	役	西	尾	祐	己	カットソー事業部、ブランド事業部、 スペシャリティ事業部担当
常務	<b>斯</b>	締	役	大	П	浩	和	ニット事業部、布帛事業部、専門店事業部担当
取	締		役	江	П	恒	明	独立役員、独立委員会委員
取	締		役		見	英		独立役員、独立委員会委員
常	カ 監	査	役	虫	鹿		宏	
監	査		役	曽	我	孝	行	
監	査		役	松	永	安	彦	独立役員、独立委員会委員、 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長
監	査		役	豊	田		稔	独立役員

- (注)1. 取締役江口恒明氏及び取締役二見英二氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は取締役江口恒明氏及び取締役二見英二氏、監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
  - 4. 当期における監査役の異動
    - (1) 当期における新任監査役

監査役 豊田稔(2020年4月24日就任)

(2) 当期における退任監査役

監査役 川合正 (2020年4月24日退任)

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

・当社は、社外取締役江口恒明氏及び社外取締役二見英二氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

・当社は、社外監査役松永安彦氏及び社外監査役豊田稔氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

#### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	6名	103百万円
(うち社外取締役分)	(2名)	(7百万円)
監 査 役	5名	20百万円
(うち社外監査役分)	(3名)	(7百万円)
合 計	1 1名	124百万円
(うち社外役員分)	(5名)	(15百万円)

- (注)1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 2008年4月24日開催の第55回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億60百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。)、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内であります。また、別枠で、2017年4月25日開催の第64回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
  - 3. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
    - ・取締役4名 3百万円(社外取締役には割り当てておりません。)
  - 4. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外監査役松永安彦氏は、NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社の社長であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係
  - 該当事項はありません。

# ④ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席
取締役 江口恒明	した取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っており
	ます。
	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席
取締役 二見英二	した取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っており
	ます。
	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席い
監査役 松永安彦	たしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営に対
	し適宜必要な発言を行っております。
	2020年4月24日の就任以降に開催された取締役会10回及び監査役会10回
監査役 豊田 稔	の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、
	当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	28百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	28百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。
  - 2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを 確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための指針として、 クロスプラスグループ企業行動指針及びコンプライアンスに関する諸規程を定めていま す。

当社は、これら行動指針や規程を遵守するための取組みとして、取締役会直轄の「コンプライアンス・内部統制委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを中心としたリスク管理体制の整備を行い、取締役及び使用人に対しコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内 規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、当社各部門及び 子会社に対して内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告します。

取締役及び使用人が法令及び定款に適合しないおそれのある行為や反倫理的行為を発見した場合、通常の報告ラインとは別に情報提供を行う窓口として内部通報制度「ヘルプライン」を設置しており、通報の内容に応じて事実関係の調査や是正策を迅速に実施しうる体制としています。

反社会的勢力に対しては、反社会的勢力排除規程を整備し組織的に毅然とした対応を 図るとともに、日頃から外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力への対応について 助言、指導を受けることで、体制を整備しています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体(以下 文書等という)にて適切に記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、品質、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、各項目の管理に関する規定、マニュアルを制定し、リスク管理体制の整備に努めるとともに、リスク発生時には早期・正確な情報収集及び迅速・適切な対応を図るための体制を整えています。

また、取締役会直轄の「コンプライアンス・内部統制委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断的に管理統括するとともに、活動状況を定期的に取締役会に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関である取締役会と業務執行機関である執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月1回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、 法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の 共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、取締役、執行役員及び子会社社長を中心に毎月1回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や計画の進捗状況を確認し意思決定の迅速化を図ります。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社へ取締役及び監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、関係会社管理規程に基づき、管理部門が主体となり子会社の管理、指導を行います。さらに、内部監査部門は各子会社に対し定期的に内部監査を実施し内部統制の強化を図ります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりませんが、監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役及び使用人は、当社に重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞 なく監査役に報告するものとします。

監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止します。また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は 償還の手続、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたとき は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的に監査結果に関する連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家(弁護士、会計士等)を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ① コンプライアンスに対する取組み

当社は、各部門の責任者から成るコンプライアンス・内部統制委員会を定期的に開催し、コンプライアンスや内部統制に関する課題について協議し、必要な改善を行いました。コンプライアンスに関する啓蒙については、職種別・会社別に重要性の高い項目に

ついて個別研修の実施、経営理念やグループ企業行動指針を明記した「クレドカード」 の携行、幹部会議でのコンプライアンスに関する発信等を行い、法令、規程等の遵守や リスク管理の強化に努めました。また、社外役員が、経営幹部と個別面談を実施し、職 務全般について聞き取りを行い業務執行の適正性を確認しました。

#### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取組み

取締役会は、年間13回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

その他、執行役員会、営業会議を毎月開催し、取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行いました。

#### ③ 監査役の監査について

当社の監査役は、取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会や会計監査人及び当社の監査部と監査計画や監査結果に関する連絡会を開催し、監査の実効性向上を図りました。

#### ④ 内部監査の実施について

当社の監査部は、コンプライアンスや財務報告の信頼性の確保を目的に、内部統制上のリスクに応じ重点項目を定めた上で監査計画を策定し、この計画に基づき当社の各部門及び子会社に対し内部監査を実施しました。内部監査により不備が発見された場合、該当の部門・子会社の責任者に対し改善指示を発信するとともに、該当の部門・子会社から改善策の報告及びその後改善策の実施状況について監査を行いました。また、監査結果については、代表取締役及び取締役会に定期的に報告を行いました。

#### ⑤ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社は、当社及び当社子会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備・運用状況について、監査部が主管部署となり各部門の責任者による担当業務の自己点検及びその結果について内部監査を実施し、内部統制に関する体制や業務プロセスのリスクに対するコントロールの妥当性について確認を行い、財務報告の信頼性について検証を行いました。

監査部はそれら検証結果をコンプライアンス・内部統制委員会へ報告し、コンプライアンス・内部統制委員会は財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行い、代表取締役及び取締役会に報告を行いました。

#### ⑥ 反社会的勢力を排除するための取組み

当社は、当社及び当社子会社における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制及び対応に関する事項を反社会的勢力排除規程に定め、反社会的勢力との関係を一切排除するよう組織的に対応するとともに、企業の社会的責任を果たすことに努めました。

#### (3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

# ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、投資家の皆様に継続して当社株式を投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

#### ・企業価値向上への取組み

当社は、1953年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。2001年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、EC販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャネルに販売しております。小売事業では、多彩なブランドを店舗やECを通じ直接消費者に販売しております。

また、グループ会社では、専門店へのメンズODM販売の株式会社サードオフィス、レディスの帽子の株式会社中初がグループ会社に加わったことにより、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築しております。

コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年となっており、取締役の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化するために、指名報酬委員会を設置しております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙 活動を行う機関として、内部統制・コンプライアンス委員会を設置しております。

# ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しており、有効期間は、2022年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為(以下併せて「買付等」といいます。)を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者(以下併せて「買付者等」といいます。)には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案(もしあれば)等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.crossplus.co.jp/)に掲載しております。

#### ④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること 本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主 共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業 価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相 当性の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が2008 年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏ま えた内容になっております。
- ・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること 本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量 買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために 必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能と することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的を もって導入されております。
- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年4月25日に開催の当社第66回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様に情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

・ 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされております。 従って、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと 本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の 株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取 締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハン ド型買収防衛策ではありません。

また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1 株につき18円とし、支払開始日を2021年4月6日としました。これにより、2020年10月に実施いたしました中間配当金(1 株につき6円)とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1 株につき24円となります。

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2021年1月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
【資産の部】	-11-3 H2K	【負債の部】	
一	22, 933	流動負債	14, 798
現金及び預金	3, 527	支払手形及び買掛金	3, 438
受取手形及び売掛金	11, 316	電子記録債務	3, 869
電子記録債権	2, 831	短 期 借 入 金	4,000
		1年内返済予定の長期借入金	660
商品	4, 672	未 払 金	1, 211
貯 蔵 品	16	未 払 法 人 税 等	639
そ の 他	631	未払消費税等	101
貸 倒 引 当 金	△63	賞 与 引 当 金	96
固 定 資 産	9, 477	返品調整引当金	52
有形固定資産	4, 155	その他	728
建物及び構築物	2, 069	固定負債	2, 763
機械装置及び運搬具	27	長期借入金	1, 507
		繰延税金負債	189
	74	退職給付に係る負債	881
土地	1, 984	その     他       負債     合計	185 17, <b>562</b>
無形固定資産	248	<u>負債合計</u> 【純資産の部】	17, 302
投資その他の資産	5, 073	株主資本	13, 107
投 資 有 価 証 券	4, 590		1, 944
長 期 貸 付 金	55	資本剰余金	2, 007
繰 延 税 金 資 産	32	利益剰余金	9, 667
退職給付に係る資産	79	自己株式	△511
その他	342	その他の包括利益累計額	1, 727
貸倒引当金	△27	その他有価証券評価差額金	1,652
	8	繰延ヘッジ損益	29
	_	為 替 換 算 調 整 勘 定	15
開業費	8	退職給付に係る調整累計額	30
		新 株 予 約 権	22
		純 資 産 合 計	14, 857
資 産 合 計	32, 419	負債及び純資産合計	32, 419

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年2月1日から) (2021年1月31日まで)

(単位:百万円)

		イバ									1月5	- 1 5	+	(半位・日刀口)
		科								目			金	額
売					上				高					64, 002
売		上			上				価					48, 665
	返	品	訓	周	整	引	当	金	戻		人	額	38	
	返	品	訓	周	整	引	当	金	繰	4	入	額	52	14
	売			上		総	<u> </u>		利			益		15, 322
販	売	費	及	U	. —	般	管	理	費					13, 173
	営				業			利				益		2, 148
営	_	業			外		収		益					_,
	受	取		利	息	及		び	配	弄	4	金	80	
	受	-//		.1.3	取			家	ПП			賃	155	
	雇		用		調	整	Č.	助		成		金	204	
	准そ	,	/ IJ		H/HJ	$\sigma$		13/1		1300		他	44	484
営	. (	業			外		費		用			lin.	11	404
善	支	未			払		貝	Δil	т			白	0.5	
			ببر			<b>.</b>	÷	利		+п		息	25	
	固任	,	定		資	産		除		却		損	15	
	賃		貸		7			入	J.	亰		価	45	100
	そ				114	$\sigma$	)					他	16	102
4.4	経				常			利	.,			益		2, 530
特			別			利			益					
	投	資		有	価	記	1	券	売	去	:[]	益	0	0
特			別			損			失					
	投	資		有	価	記	-	券	評	佰		損	28	
	減				損			損				失	251	
	新	型 コ	口	ナ	ウイ	ルス	感	染 症	こに	よる	, 損	失	53	
	そ					T.	)					他	9	342
	税	金	等	=	調 整	医前	Ī :	当 其	月糸	純	利	益		2, 188
	法	人	税	`	住	民	税	及	び	事	業	税	596	
	法		人		税	等	£	調		整		額	△409	2, 001
	当			期		糾			利			益		2, 001
		会 社			<u> </u>			る:		月純		益		2, 001

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位:百万円)

			- (平匹・日の口)
科目	金額	科 目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
一	20, 821	流 動 負 債	14, 262
現金及び預金	2, 615	買掛金	3, 178
受取 形	321	電子記録債務	3, 869
		短 期 借 入 金	4, 016
電子記録債権	2, 399	1年内返済予定の長期借入金	514
売 掛 金	10, 451	未 払 金	1, 150
商品品	4, 504	未 払 費 用	307
貯 蔵 品	15	未払法人税等	638
前渡金	84	預り金	107
前 払 費 用	281	賞 与 引 当 金 返 品 調 整 引 当 金	92 43
その他	167	返品調整引当金  その他	342
	△21	固定負債	2, 548
	10, 889	長期借入金	1, 318
	4, 083	操延税金負債	159
1		退職給付引当金	893
	1, 970	資産除去債務	37
構築物	35	そ の 他	138
機械及び装置	27	負 債 合 計	16, 811
器具備品	65	【純資産の部】	
土 地	1, 984	株 主 資 本	13, 204
無形固定資産	211	資 本 金	1, 944
ソ フ ト ウ エ ア	196	資本剰余金	2, 007
その他	14	資本準備金	2,007
投資その他の資産	6, 594	<b>利 益 剰 余 金</b> 利 益 準 備 金	9, 764
投資有価証券	4, 470	利 盆 準 畑 筮   その他利益剰余金	223 9, 540
関係会社株式	780	別途積立金	3, 000
関係会社出資金	50	繰越利益剰余金	6, 540
		自己株式	△511
	1, 015	評価・換算差額等	1, 673
長期前払費用	16	その他有価証券評価差額金	1, 649
前払年金費用	52	繰延へッジ損益	24
そ の 他	235	新 株 予 約 権	22
貸 倒 引 当 金	△25	純 資 産 合 計	14, 900
資 産 合 計	31, 711	負債及び純資産合計	31, 711

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年2月1日から) 2021年1月31日まで)

(単位:百万円)

科	目	<del></del>	額
売 上	高		60, 513
	価		46, 150
返品調整引	当金戻入額	23	
返品調整引	当金繰入額	43	20
売 上 総	利   益		14, 342
販売費及び一般管	理 費		12, 048
営業	利    益		2, 294
営業外収	益		
受 取 利 息 及	び 配 当 金	83	
受取	家賃	155	
業務	託 料	21	
雇 用 調 整		178	
そ の		10	448
営業外費			
支 払	利息	22	
固 定 資 産		15	
賃 貸 収	入 原 価	45	
業務受	託 費 用	15	
そ の		3	101
経 常	利 益		2, 641
特别利 利	益		•
投資有価証		0	0
特別 損	失	00	
投資     有価       関係     会社		28 360	
	式 評 価 損 損 失	19	
	I	53	
新生コロアリイルへ   そ の		0	461
税 引 前 当	期純利益	<u> </u>	2, 180
	税及び事業税	590	2, 100
法人税等		△405	184
当期純			1, 995

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月17日

クロスプラス株式会社 取締役会 御中

> ひびき監査法人 大阪事務所

公認会計士 倉持政義 ⑩

公認会計士 富田雅彦 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査 法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関 する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監 査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継 続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明 することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月17日

クロスプラス株式会社 取締役会 御中

ひびき監査法人大阪事務所

公認会計士 倉持政義 ⑩

公認会計士 富田雅彦 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査 法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関す る規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないか どうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽 表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると 合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続 企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、 又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明すること が求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した 監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その 他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に 定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、 取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いた しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状 況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われ ることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10 月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘 すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針 に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とする ものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月17日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 虫鹿 宏 印

監査役曽我孝行⑩

監査役松永安彦剛

監 査 役 豊 田 稔 印

(注) 監査役松永安彦及び監査役豊田稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

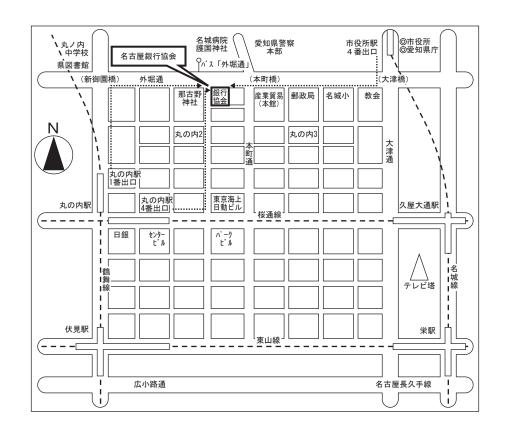
以上

<	メ	干	欄〉						

<	メ	干	欄〉						

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール 電話番号 052(231)7851(代表)



#### 会場までの交通のご案内

- ●地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩10分
- ●地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
- ●地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



